

◎新潟県告示第1161号

平成16年5月18日新潟県告示第1272号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成31年1月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成30年12月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
真野湾 ・相川 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧真野漁 業協同組合、 旧佐和田漁業 協同組合、旧 二見漁業協同 組合及び旧稲 鯨漁業協同組 合の区域	1 (略)	真野湾 ・相川 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧真野漁 業協同組合、 旧佐和田漁業 協同組合、旧 二見漁業協同 組合及び旧稲 鯨漁業協同組 合の区域	1 (略)
		2 10トン以上の漁船 により営む漁業			2 10トン以上の漁船 により営む <u>いか釣り漁</u> 業
		3～5 (略)			3～5 (略)